

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）看護学研究科 看護学専攻（D）

【教育課程等】

1. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「④4. ディプロマポリシー（学位授与方針）」において、本学のディプロマ・ポリシーとして「④ケアの多様性を学術的理論的に考究し、その成果を国内外に発信できる」ことを掲げ、「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の「資料1－8 カリキュラムマップ」において、DP④に対応するCP④及びCP④に基づき配置される授業科目を示しているが、シラバスを確認する限り、DP④に掲げる「ケアの多様性」に関して教授する授業科目は「ケアの本質と倫理特講」のみと見受けられる。しかしながら、「ケアの本質と倫理特講」は選択科目となっており、必ずしも本科目を履修せずとも修了可能な教育課程となっていることに加え、「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の「資料4－2 履修モデル」に示された本専攻の履修モデルにおいても本科目は履修する科目に含まれていないことから、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに対応した適切な教育課程が編成されているのか疑義がある。このため、授業科目「ケアの本質と倫理特講」を履修せずともディプロマ・ポリシー④に掲げる資質・能力が修得可能な教育課程の編成となっていることについて具体的に説明するか、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3

2. 大学院設置基準第14条に規定する「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」こととなっているが、当該教育方法の特例について学則上に記載が見受けられないため、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和6年度開設用（改正前大学設置基準）」の「大学の設置手続等に関してよくある質問Q5－2」のとおり、本学学則において、教育方法の特例の対象となる専攻や、特例による履修方法等について、明確に記載すること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 8

【教員組織】

3 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 9

4. 本専攻に配置する教員 13 名のうち 8 名については、開設時に本学の定年規程に定める定年を迎えているものの、完成年度（令和 8 年度）までは定年を超えて雇用する計画となっている。また、開設時には定年を迎えていない 5 名の教員のうち 2 名についても、完成年度末に定年を迎えることから、完成年度である令和 8 年度末には本専攻に配置する教員 13 名のうち 10 名が定年を超えているか、定年を迎えることになる。このことについて、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「⑧ 3. 教員補充計画」において、本専攻の修士課程等を担当する教員や、令和 5 年度から令和 8 年度（完成年度）までの 4 年間で大学として新たに採用した教員の中から 8 名を本専攻の教員として補充する計画を示しているが、本計画では、完成年度末に定年を迎える 2 名の教員を引き続き雇用することが前提となっている。さらに、完成年度の翌年度の令和 9 年度には本専攻の教員の約 6 割に変更が生じるように見受けられることから、完成年度以降においても、本専攻の教育研究の継続性の観点から、適切な教員組織が編制され、安定した組織運営が可能な将来計画や仕組みが構築されているのか判然としない。このため、完成年度の翌年度において、本専攻の教員 13 名のうち 10 名に変更が生じたとしても、本専攻の教育研究体制が適切に維持、継続可能である計画となっていることについて、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（改善事項）・・・・・・・・ p 11

【その他】

5. 本学の学則において、学校教育法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号に規定する「授業日時数」及び同規則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する「職員組織」について記載が見受けられないことから、適切に改めること。（是正事項）・・・ p 15

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

1. 【教育課程等】

1 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「④4. ディプロマポリシー (学位授与方針)」において、本学のディプロマ・ポリシーとして「④ケアの多様性を学術的理論的に考究し、その成果を国内外に発信できる」ことを掲げ、「設置の趣旨等を記載した書類 (資料)」の「資料1-8 カリキュラムマップ」において、DP①に対応するCP①及びCP①に基づき配置される授業科目を示しているが、シラバスを確認する限り、DP①に掲げる「ケアの多様性」に関して教授する授業科目は「ケアの本質と倫理特講」のみと見受けられる。しかしながら、「ケアの本質と倫理特講」は選択科目となっており、必ずしも本科目を履修せずとも修了可能な教育課程となっていることに加え、「設置の趣旨等を記載した書類 (資料)」の「資料4-2 履修モデル」に示された本専攻の履修モデルにおいても本科目は履修する科目に含まれていないことから、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに対応した適切な教育課程が編成されているのか疑義がある。このため、授業科目「ケアの本質と倫理特講」を履修せずともディプロマ・ポリシー①に掲げる資質・能力が修得可能な教育課程の編成となっていることについて具体的に説明するか、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見を踏まえ、ディプロマ・ポリシー「④ケアの多様性を学術的理論的に考究し、その成果を国内外に発信できる」の資質・能力を修得するため、授業科目の「ケアの本質と倫理特講」1年次配当後期開講を選択科目から必修科目に改める。また、「ケアの本質と倫理特講」を必修科目とすることに伴い、卒業要件単位数を12単位から13単位に改める。

なお、カリキュラム・ポリシーの文言の一部に趣旨にそぐわない表現があったため、適切な表現に改める。

(新旧対応表)

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類 p5 5. カリキュラムポリシー 本学博士課程のディプロマポリシーを踏まえて、次のとおりカリキュラムポリシーを定める。 ① ケアの多様性を学術的論理的に考究し、国内外に発信するための知識とアプローチの方法を修得させる <u>科目を配置する</u> ② 看護の現状と課題を洞察し、次世代を見据えて看護教育を発展させるため	設置の趣旨等を記載した書類 p5 5. カリキュラムポリシー 本学博士課程のディプロマポリシーを踏まえて、次のとおりカリキュラムポリシーを定める。 ① ケアの多様性を学術的論理的に考究し、国内外に発信するための知識とアプローチの方法を修得させる ② 看護の現状と課題を洞察し、次世代を見据えて看護教育を発展させるため

<p>に、解決策を創出するに必要な批判的思考および俯瞰的な捉え方を育成する<u>科目を配置する</u></p> <p>③ 自立した研究活動を行うための研究者としての資質、および多角的視点から看護現象や課題を考究し、看護教育・看護実践の発展に寄与する<u>為に必要な知識と技能を育成する科目を配置する</u></p>	<p>に、解決策を創出するに必要な批判的思考および俯瞰的な捉え方を育成する</p> <p>③ 自立した研究活動を行うための研究者としての資質、および多角的視点から看護現象や課題を考究し、看護教育・看護実践の発展に寄与する<u>博士論文作成に必要な知識と技能を育成する</u></p>
<p>設置の趣旨等を記載した書類 p6 教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）</p> <p>① ケアの多様性を学術的論理的に考究し、国内外に発信するための知識とアプローチの方法を修得させる<u>科目を配置する</u></p> <p>② 看護の現状と課題を洞察し、次世代を見据えて看護教育を発展させるために、解決策を創出するに必要な批判的思考および俯瞰的な捉え方を育成する<u>科目を配置する</u></p> <p>③ 自立した研究活動を行うための研究者としての資質、および多角的視点から看護現象や課題を考究し、看護教育・看護実践の発展に寄与する<u>為に必要な知識と技能を育成する科目を配置する</u></p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類 p6 教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）</p> <p>① ケアの多様性を学術的論理的に考究し、国内外に発信するための知識とアプローチの方法を修得させる</p> <p>② 看護の現状と課題を洞察し、次世代を見据えて看護教育を発展させるために、解決策を創出するに必要な批判的思考および俯瞰的な捉え方を育成する</p> <p>③ 自立した研究活動を行うための研究者としての資質、および多角的視点から看護現象や課題を考究し、看護教育・看護実践の発展に寄与する<u>博士論文作成に必要な知識と技能を育成する</u></p>
<p>設置の趣旨等を記載した書類 p7 1) 共通科目 共通科目は、カリキュラムポリシー「① ケアの多様性を学術的論理的に考究し、国内外に発信するための知識とアプローチの方法を修得させる<u>科目を配置する</u>」に基づいて次の科目で構成し、ディプロマポリシー①を達成する。 (略) 共通科目の必修科目は、<u>1年前期に「量的看護研究法」「質的看護研究法」とし、1年後期に「ケアの本質と倫理特講」を配置する。各1単位、計3単位で開講する。</u></p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類 p7 1) 共通科目 共通科目は、カリキュラムポリシー「① ケアの多様性を学術的論理的に考究し、国内外に発信するための知識とアプローチの方法を修得させる」に基づいて次の科目で構成し、ディプロマポリシー①を達成する。 (略) 共通科目の必修科目を、「量的看護研究法」「質的看護研究法」とし、1年前期に配置する。各1単位、計2単位で開講する。</p>

<p>共通科目の選択科目は、1年前期に「看護教育特講」を配置し、1年後期に「看護概念・理論構築特講」を配置する。</p>	<p>共通科目の選択科目は、1年前期に「看護教育特講」を配置し、1年後期に「看護概念・理論構築特講」「<u>ケアの本質と倫理特講</u>」を配置する。</p>
<p>設置の趣旨等を記載した書類 p8</p> <p>2) 専門科目</p> <p>専門科目は、カリキュラムポリシー②「看護の現状と課題を洞察し、次世代を見据えて看護教育を発展させるために、解決策を創出するに必要な批判的思考および俯瞰的な捉え方を育成する<u>科目を配置する</u>」に基づいて次の科目で構成し、ディプロマポリシー②を達成する。</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類 p8</p> <p>2) 専門科目</p> <p>専門科目は、カリキュラムポリシー②「看護の現状と課題を洞察し、次世代を見据えて看護教育を発展させるために、解決策を創出するに必要な批判的思考および俯瞰的な捉え方を育成する」に基づいて次の科目で構成し、ディプロマポリシー②を達成する。</p>
<p>設置の趣旨等を記載した書類 p9</p> <p>3) 研究科目</p> <p>研究科目はカリキュラムポリシー③「自立した研究活動を行うための研究者としての資質、および多角的視点から看護現象や課題を考究し、看護教育・看護実践の発展に寄与する<u>為に必要な知識と技能を育成する科目を配置する</u>」に基づいて、次の科目で構成し、ディプロマポリシー③を達成する。</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類 p9</p> <p>3) 研究科目</p> <p>研究科目はカリキュラムポリシー③「自立した研究活動を行うための研究者としての資質、および多角的視点から看護現象や課題を考究し、看護教育・看護実践の発展に寄与する<u>博士論文作成に必要な知識と技能を育成する</u>」に基づいて、次の科目で構成し、ディプロマポリシー③を達成する。</p>
<p>設置の趣旨等を記載した書類 p11</p> <p>1. 教育方法</p> <p>教育課程は、共通科目、専門科目、研究科目の3つの科目群から編成され、指定された履修方法で単位を修得する。具体的には、①共通科目の6科目・7単位のうちから必修<u>3科目・3単位を含む5単位以上</u>、②専門科目からは選択の4科目・8単位から2単位以上、③研究科目は「看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の必修3科目・6単位の合計<u>13単位以上</u>を修得する。</p> <p>授業は、セメスター制により学期を前期、後期に分けて実施する。授業の進行</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類 p11</p> <p>1. 教育方法</p> <p>教育課程は、共通科目、専門科目、研究科目の3つの科目群から編成され、指定された履修方法で単位を修得する。具体的には、①共通科目の6科目・7単位のうちから必修2科目・2単位を含む4単位以上、②専門科目からは選択の4科目・8単位から2単位以上、③研究科目は「看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の必修3科目・6単位の合計12単位以上を修得する。</p> <p>授業は、セメスター制により学期を前期、後期に分けて実施する。授業の進行</p>

<p>として、1年次では、共通科目の必修科目として前期に「量的看護研究法」「質的看護研究法」と後期に「ケアの本質と倫理特講」の3科目を履修する。さらに、選択科目から前期「看護教育特講」、後期「看護概念・理論構築特講」、通年「英語論文読解と論文作成法」を履修する。</p>	<p>として、1年次前期では、共通科目の必修科目「量的看護研究法」「質的看護研究法」の2科目を履修する。さらに、選択科目から前期「看護教育特講」、後期「看護概念・理論構築特講」「ケアの本質と倫理特講」、通年「英語論文読解と論文作成法」を履修する。</p>								
<p>設置の趣旨等を記載した書類 p14</p> <p>4. 修了要件</p> <p>本博士課程に3年以上在籍し、共通科目から必修3単位を含む5単位以上、専門科目から2単位以上、看護学特別研究6単位の合計13単位以上を修得し、かつ、博士論文審査および最終試験に合格することとする。</p> <p>5. 学位論文審査体制</p> <p>1) 審査申請資格要件</p> <p>① 本博士後期課程に2年以上在籍していること</p> <p>② 共通科目から5単位以上（必修3単位、選択2単位以上）、専門科目から2単位以上、看護学特別研究4単位の合計11単位以上を修得していること</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類 p14</p> <p>4. 修了要件</p> <p>本博士課程に3年以上在籍し、共通科目から必修2単位を含む4単位以上、専門科目から2単位以上、看護学特別研究6単位の合計12単位以上を修得し、かつ、博士論文審査および最終試験に合格することとする。</p> <p>5. 学位論文審査体制</p> <p>1) 審査申請資格要件</p> <p>① 本博士後期課程に2年以上在籍していること</p> <p>② 共通科目から4単位以上（必修2単位、選択2単位以上）、専門科目から2単位以上、看護学特別研究4単位の合計12単位以上を修得していること</p>								
<p>学則 p15</p> <p>別表第1の4（第29条第3項関係）博士課程（後期）</p> <table border="1" data-bbox="240 1496 774 1597"> <thead> <tr> <th>授 業 科 目</th> <th>必・選別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケアの本質と倫理特講</td> <td>必修</td> </tr> </tbody> </table> <p>※卒業要件及び履修方法</p> <p>本博士課程に3年以上在籍し、共通科目から必修3単位を含む5単位以上、専門科目から2単位以上、研究科目6単位の合計13単位以上を修得し、かつ、博士論文審査および最終試験に合格すること。</p>	授 業 科 目	必・選別	ケアの本質と倫理特講	必修	<p>学則 p15</p> <p>別表第1の4（第29条第3項関係）博士課程（後期）</p> <table border="1" data-bbox="813 1496 1332 1597"> <thead> <tr> <th>授 業 科 目</th> <th>必・選別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケアの本質と倫理特講</td> <td>選択</td> </tr> </tbody> </table> <p>※卒業要件及び履修方法</p> <p>本博士課程に3年以上在籍し、共通科目から必修2単位を含む4単位以上、専門科目から2単位以上、研究科目6単位の合計12単位以上を修得し、かつ、博士論文審査および最終試験に合格すること。</p>	授 業 科 目	必・選別	ケアの本質と倫理特講	選択
授 業 科 目	必・選別								
ケアの本質と倫理特講	必修								
授 業 科 目	必・選別								
ケアの本質と倫理特講	選択								
<p>【添付資料 1】基本計画書（新）</p>	<p>【添付資料 1】基本計画書（旧）</p>								

【添付資料 2】教育課程等の概要（新）	【添付資料 2】教育課程等の概要（旧）
【添付資料 3】シラバス 「ケアの本質と倫理特講」（新）	【添付資料 3】シラバス 「ケアの本質と倫理特講」（旧）
【添付資料 4】設置の趣旨等を記載した書類（資料） 【資料 1-8】カリキュラムマップ（新）	【添付資料 4】設置の趣旨等を記載した書類（資料） 【資料 1-8】カリキュラムマップ（旧）
【添付資料 5】設置の趣旨等を記載した書類（資料） 【資料 3-1】教育課程の構成（新）	【添付資料 5】設置の趣旨等を記載した書類（資料） 【資料 3-1】教育課程の構成（旧）
【添付資料 6】設置の趣旨等を記載した書類（資料） 【資料 4-2】履修モデル（新）	【添付資料 6】設置の趣旨等を記載した書類（資料） 【資料 4-2】履修モデル（旧）

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

2. 【教育課程等】

大学院設置基準第 14 条に規定する「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」こととなっているが、当該教育方法の特例について学則上に記載が見受けられないため、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和 6 年度開設用（改正前大学設置基準）」の「大学の設置手続等に関してよくある質問 Q5-2」のとおり、本学学則において、教育方法の特例の対象となる専攻や、特例による履修方法等について、明確に記載すること。

(対応)

審査意見を踏まえ、大学院学則第 29 条（授業科目及び履修方法等）の記載を改め、第 4 項として大学院設置基準第 14 条の教育上の特例の対象となる専攻、並びに特例による履修方法等について追記する。

なお、第 3 項は、審査意見 5 への対応を追記する。

(新旧対応表)

新	旧
大学院学則 p7 第 6 章 授業科目・履修方法及び課程修了認定等 (授業科目及び履修方法等) 第 29 条 博士前期課程に課する授業科目、単位数及び履修方法は、別表第 1 の 1～3 のとする。 2 博士後期課程に課する授業科目、単位数及び履修方法は、別表第 1 の 4 のとおりとする。 3 <u>審査意見 5 【その他】への対応を追記</u> 4 <u>看護学専攻においては、研究科が教育研究上の必要があると認めるときは、主として職業を有する者に対して教育を行う場合に、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。</u>	大学院学則 p7 第 6 章 授業科目・履修方法及び課程修了認定等 (授業科目及び履修方法等) 第 29 条 博士前期課程に課する授業科目、単位数及び履修方法は、別表第 1 の 1～3 のとする。 2 博士後期課程に課する授業科目、単位数及び履修方法は、別表第 1 の 4 のとおりとする。 (新規追加) (新規追加)



(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

### 3. 【教員組織】

教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

教員資格審査において、専任教員の調書番号 12 宇野 (岩永) 真由美の担当授業科目の内、「不可」と判定された「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」「看護学特別研究Ⅲ」の3科目並びに、「適格な職位・区分であればD可」と判定された「看護教育実践特講」については、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充することとは行わず、次のとおり対応する。

【対応1】不可の3科目「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」「看護学特別研究Ⅲ」

当該3科目については、今回の認可申請の教員資格審査において、Dマル合と判定された専任教員が他に12名おり、教育研究上に支障はないと判断し、補充は行わないこととした。

【対応2】「適格な職位・区分であればD可」と判定された「看護教育実践特講」

当該1科目については、科目担当者の調書番号 12 宇野 (岩永) 真由美の職位を教授から准教授に改めて、再判定を受ける。

(新旧対応表)

新	旧
宇野 (岩永) 真由美 <u>①</u> 専 准教授 <令和6年4月> 担当授業科目「看護教育実践特講」	宇野 (岩永) 真由美(12) 専 教授 <令和6年4月> 担当授業科目「看護教育実践特講」 <u>「看護学特別研究Ⅰ」</u> <u>「看護学特別研究Ⅱ」</u> <u>「看護学特別研究Ⅲ」</u>
設置の趣旨等を記載した書類 (資料) 【資料4-1】時間割 (案) 土曜日 3限「看護学特別研究Ⅰ」 4限「看護学特別研究Ⅱ」 5限「看護学特別研究Ⅲ」 科目担当者 菅田、田口、小原、津波古、 武井、高木、波多野、磯邊、宮林、井上、滝 澤、河田	設置の趣旨等を記載した書類 (資料) 【資料4-1】時間割 (案) 土曜日 3限「看護学特別研究Ⅰ」 4限「看護学特別研究Ⅱ」 5限「看護学特別研究Ⅲ」 科目担当者 菅田、田口、小原、津波古、 武井、高木、波多野、磯邊、宮林、井上、滝 澤、 <u>宇野</u> 、河田

【添付資料 1】基本計画書（新）	【添付資料 1】基本計画書（旧）
【添付資料 2】教育課程の概要（新）	【添付資料 2】教育課程の概要（旧）
【添付資料 7】授業科目の概要 「看護教育実践特講」（新） 「看護学特別研究Ⅰ」（新） 「看護学特別研究Ⅱ」（新） 「看護学特別研究Ⅲ」（新）	【添付資料 7】授業科目の概要 「看護教育実践特講」（旧） 「看護学特別研究Ⅰ」（旧） 「看護学特別研究Ⅱ」（旧） 「看護学特別研究Ⅲ」（旧）
【添付資料 8】シラバス 「看護学特別研究Ⅰ」（新） 「看護学特別研究Ⅱ」（新） 「看護学特別研究Ⅲ」（新）	【添付資料 8】シラバス 「看護学特別研究Ⅰ」（旧） 「看護学特別研究Ⅱ」（旧） 「看護学特別研究Ⅲ」（旧）
【添付資料 9】教員名簿（新）	【添付資料 9】教員名簿（旧）
【添付資料 10】専任教員の年齢構成・学位保有状況（新）	【添付資料 10】専任教員の年齢構成・学位保有状況（旧）
【添付資料 11】専任教員一覧（新）	【添付資料 11】専任教員一覧（旧）

#### 4. 【教員組織】

本専攻に配置する教員 13 名のうち 8 名については、開設時に本学の定年規程に定める定年を迎えているものの、完成年度（令和 8 年度）までは定年を超えて雇用する計画となっている。また、開設時には定年を迎えていない 5 名の教員のうち 2 名についても、完成年度末に定年を迎えることから、完成年度である令和 8 年度末には本専攻に配置する教員 13 名のうち 10 名が定年を超えているか、定年を迎えることになる。このことについて、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「⑧ 3. 教員補充計画」において、本専攻の修士課程等を担当する教員や、令和 5 年度から令和 8 年度（完成年度）までの 4 年間で大学として新たに採用した教員の中から 8 名を本専攻の教員として補充する計画を示しているが、本計画では、完成年度末に定年を迎える 2 名の教員を引き続き雇用することが前提となっている。さらに、完成年度の翌年度の令和 9 年度には本専攻の教員の約 6 割に変更が生じるように見受けられることから、完成年度以降においても、本専攻の教育研究の継続性の観点から、適切な教員組織が編制され、安定した組織運営が可能な将来計画や仕組みが構築されているのか判然としない。このため、完成年度の翌年度において、本専攻の教員 13 名のうち 10 名に変更が生じたとしても、本専攻の教育研究体制が適切に維持、継続可能である計画となっていることについて、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

#### (対応)

審査意見を踏まえ、完成年度の翌年度において、本専攻に配置する教員 13 名のうち 10 名に変更が生じたとしても、本専攻の教育研究体制が適切に維持、継続可能である計画となっていることについて、設置の趣旨等を記載した書類 p24 の教員採用計画に加えて、博士後期課程の専任教員の人事計画を資料「専任教員人事計画」として新たに添付し説明する。

本計画は、博士後期課程に配置する専任教員以外の本学の看護学専攻修士課程と看護学部在籍する博士号取得者 5 名の専任教員が、これまでどおり研究業績の蓄積を継続し、博士後期課程を担当できる専任教員となることに併せ、博士後期課程を担当できる優れた研究業績と教育上の業績を有する博士号取得者 8 名の教員を新規採用し、本学就任後もこれまでどおり研究業績の蓄積を継続することで、完成年度の翌年度以降も教育研究体制が適切に維持、継続可能とするものである。

具体的には、完成年度の翌年度に変更となる菅田の後任人事として、令和 6 年度に 1 名の教員を採用し、研究業績の蓄積を継続することで、博士後期課程の完成年度の翌年度に菅田と交代しても教育研究体制が適切に維持、継続可能となる計画とする。以下同様に、田口の後任人事として、同様の分野の既存博士号取得の Y. E. が研究業績の蓄積を継続すると共に、令和 7 年度に 1 名の教員を採用する。小原の後任人事として、令和 5 年度に 1 名の教員を採用する。津波古の後任人事として、令和 8 年度に 1 名の教員を採用する。武井の後任人事として、同様の分野の既存博士号取得の M. S. が研究業績の蓄積を継続すると共に、令和 7 年度に 1 名の教員を採用する。高木の後任人事として、令和 8 年度に 1 名の教員を採用する。波多野の後任人事として、同様の分野で既存

博士号取得の I. A. が研究業績の蓄積を継続する。磯邊の後任人事は、令和 6 年度に 1 名の教員を採用する。宮林の後任人事として、同様の分野で既存博士号取得者の M. N. と S. F. が研究業績の蓄積を継続する。井上の後任人事として、令和 5 年度に 1 名の教員を採用する。

なお、本専攻を担当する准教授の宇野（岩永）は、博士後期課程において研究指導が担当できるよう教育研究業績の蓄積を継続する。

以上により、本専攻の教員 13 名のうち 10 名に変更が生じたとしても、本専攻の教育研究体制が適切に維持、継続可能な教員組織とする計画である。

(新旧対応表)

新	旧
<p>設置の趣旨等を記載した書類 p23</p> <p>2. 教員配置</p> <p>本博士課程の教員組織は、専任教員は 13 名で構成し、本博士後期課程の開設年度である令和 6 年度から就任する教授は内 5 名となっている。職位の内訳は <u>11 名</u> が教授、<u>2 名</u> が准教授である。</p> <p>(略)</p> <p>3. 教員補充計画</p> <p>(略)</p> <p>本学博士後期課程を担当する 13 名以外に博士前期課程（修士課程）までを担当する専任教員 10 名の内、博士の学位を有している教員は 4 名、また、看護学部のみを担当する専任教員 12 名の内、博士の学位を有している教員は 1 名となっている。<u>この博士号取得者 5 名が、これまでどおり研究業績の蓄積を継続すると共に、8 名の新たに採用する博士号を有する優れた研究業績と教育上の業績を持つ教員と合わせて計 13 名が博士後期課程を担当する計画である。</u></p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類 p23</p> <p>2. 教員配置</p> <p>本博士課程の教員組織は、専任教員は 13 名で構成し、本博士後期課程の開設年度である令和 6 年度から就任する教授は内 5 名となっている。職位の内訳は <u>12 人</u> が教授、<u>1 人</u> が准教授である。</p> <p>(略)</p> <p>3. 教員補充計画</p> <p>(略)</p> <p><u>前述「2. 教員配置」で述べたとおり、本学博士前期課程（修士課程）までを担当する専任教員は 10 名おり、この内、博士の学位を有している教員は 4 名、博士後期課程申請時点（令和 5 年 3 月）において博士論文の申請者が 2 名、他大学院博士後期課程に在籍している教員が 1 名となっている。</u>また、看護学部のみを担当する専任教員は 12 名おり、この内、博士の学位を有している教員は 1 名、博士後期課程申請時点において他大学院博士後期課程に在籍している教員が <u>2 名</u> となっている。<u>修士課程と学部を担当する博士号保有者 5 名、申請中 2 名、在学中 3 名、計 10 名の教員がこれまでどおり研究活動を継続し、博士後期課程を担当できる教育研究者に成れるよう、博士後期課程を担当する 13 名の教員が後進を育成する計</u></p>

<p>また、<u>本学にはこの 5 名以外に修士の学位保有者が 16 名おり、内博士号取得に有望な教員は 8 名で、この 8 名の教員に、博士後期課程進学・博士号取得を積極的に奨励し、研究業績と教育実績の蓄積を推進することで、将来の博士後期課程を担当できる教育研究者を育成したい。</u></p> <p>なお、<u>学内の育成と並行して、専任教員の新規採用を公募により行い、学外からも優れた教育研究実績のある教員の補充を行うことで、大学全体の教育・研究水準の向上を図り、本博士後期課程の完成年度後も欠員が生じることのないよう、全学的な教員組織の状況を踏まえた十分な教育研究業績を有する教員の計画的な採用並びに育成と引き継ぎを行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>4. 教員人事計画【資料 8-3】</b></p> <p><u>本学の看護学専攻修士課程と看護学部</u> <u>に在籍する博士号取得者 5 名の専任教員</u> <u>が、これまでどおり研究業績の蓄積を</u> <u>継続し、博士後期課程を担当できる専任教員</u> <u>となることに併せ、博士後期課程を担</u> <u>当できる優れた研究業績と教育上の業績</u> <u>を有する博士号取得者 8 名の教員を新規</u> <u>採用し、本学就任後もこれまでどおり研</u> <u>究業績の蓄積を継続することで、完成年</u> <u>度の翌年度以降も教育研究体制が適切に</u> <u>維持、継続可能とするものである。</u></p> <p><u>具体的には、完成年度の翌年度に変更</u> <u>となる菅田の後任人事として、令和 6 年</u> <u>度に 1 名の教員を採用し、研究業績の蓄</u> <u>積を継続することで、博士後期課程の完</u> <u>成年度の翌年度に菅田と交代しても教育</u> <u>研究体制が適切に維持、継続可能となる</u> <u>計画とする。以下同様に、田口の後任人事</u> <u>として、同様の分野の既存博士号取得の</u> <u>Y. E. が研究業績の蓄積を継続すると共</u></p>	<p><u>画である。</u></p> <p>本学にはこの<u>10 名以外に修士の学位保有者が 9 名おり、これらの教員には、博士後期課程進学を積極的に奨励し、研究業績と教育実績の蓄積を推進することで、将来の博士後期課程を担当できる教育研究者を育成したい。</u></p> <p>なお、<u>学内の育成と並行して、専任教員の新規採用を公募により行い、学外からも優れた教育研究実績のある教員の補充を行うことで、大学全体の教育・研究水準の向上を図り、本博士後期課程の完成年度後も欠員が生じることのないよう、全学的な教員組織の状況を踏まえた十分な教育研究業績を有する教員の計画的な採用並びに育成を行う。</u></p> <p>(略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>に、令和 7 年度に 1 名の教員を採用する。  <u>小原の後任人事として、令和 5 年度に 1 名の教員を採用する。津波古の後任人事として、令和 8 年度に 1 名の教員を採用する。武井の後任人事として、同様の分野の既存博士号取得の M. S. が研究業績の蓄積を継続すると共に、令和 7 年度に 1 名の教員を採用する。高木の後任人事として、令和 8 年度に 1 名の教員を採用する。波多野の後任人事として、同様の分野で既存博士号取得の I. A. が研究業績の蓄積を継続する。磯邊の後任人事は、令和 6 年度に 1 名の教員を採用する。宮林の後任人事として、同様の分野で既存博士号取得者の M. N. と S. F. が研究業績の蓄積を継続する。井上の後任人事として、令和 5 年度に 1 名の教員を採用する。</u></p> <p><u>なお、本専攻を担当する准教授の宇野(岩永)は、博士後期課程において研究指導が担当できるよう教育研究業績の蓄積を継続する。</u></p> <p><u>以上により、本専攻の教員 13 名のうち 10 名に変更が生じたとしても、本専攻の教育研究体制が適切に維持、継続可能な教員組織とする計画である。</u></p>	
<p>【添付資料 12】専任教員人事計画【資料 8-3】(新規追加)</p>	<p>(新規追加) 設置の趣旨等を記載した書類 (資料)</p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

5 【その他】

本学の学則において、学校教育法施行規則第4条第1項第3号に規定する「授業日時数」及び同規則第4条第1項第5号に規定する「職員組織」について記載が見受けられないことから、適切に改めること。

(対応)

審査意見を踏まえ、本学学則の第7条「教員組織」を「職員組織」に改める。また、第29条「授業科目及び履修方法」の第3項として「授業日時数」を追記する。

(新旧対応表)

新	旧
大学院学則 p2	大学院学則 p2
第2章 <u>職員組織</u> 及び運営組織 ( <u>職員組織</u> )	第2章 <u>教員組織</u> 及び運営組織 ( <u>教員組織</u> )
第7条 本大学院には、京都看護大学の教授、准教授、講師、 <u>助教及び事務職員</u> をあてる。 (略)	第7条 本大学院の教員には、京都看護大学の教授、准教授、講師 <u>及び助教</u> をあてる。 (略)
第6章 授業科目・履修方法及び課程修了認定等 (授業科目及び履修方法等)	第6章 授業科目・履修方法及び課程修了認定等 (授業科目及び履修方法等)
第29条 博士前期課程に課する授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1の1～3のとする。	第29条 博士前期課程に課する授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1の1～3のとする。
2 博士後期課程に課する授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1の4のとおりとする。	2 博士後期課程に課する授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1の4のとおりとする。
3 <u>各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の修学を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算する。</u>	(新規追加)
<u>(1) 講義の場合：15時間から30時間までの範囲で研究科が定める授業時間をもって1単位とする。</u>	
<u>(2) 演習の場合：15時間から30時間ま</u>	

での範囲で研究科が定める授業時間をも  
って1単位とする。

(3) 実習の場合：30時間から45時間ま  
での範囲で研究科が定める授業時間をも  
って1単位とする。